

○○ ○○ (労働者氏名) 殿

○○株式会社 ○○ ○○ (使用者職氏名)

専門業務型裁量労働制に関する説明書

専門業務型裁量労働制の適用を受けることに関する同意（以下「本人同意」といいます。）を
する
か否かの判断に当たっては、下記の事項を十分に理解した上で判断を行っていただきますようお願い
します。

記

(注) 別添1として、厚生労働省
作成のリーフレットを添付

- 1 専門業務型裁量労働制の概要は、別添1のリーフレットのとおりです。
- 2 専門業務型裁量労働制に関し○○株式会社と○○労働組合が労使協定で定めた内容は、別添2の
とおりです

(概要)

(注) 別添2として、労使協定を添付。

(1) 対象業務は、○○業務となります。

(2) みなし労働時間は1日○時間となります。

ただし、休日及び深夜労働を行った場合は、実労働時間に応じて割増賃金を支払います。

(3) 労働者の健康と福祉を確保するために、以下の措置を講じることになります。

ア 1週間当たりの労働時間が40時間を超えた時間の合計が1箇月当たり60時間を超えた適
用労働者に対して専門業務型裁量労働制の適用を解除する

イ 特別休暇を付与する

(4) 苦情の申出に関する内容は、労使協定第○条に定める以下の内容になります。

ア 申出場所 総務部総務課○○担当 (○○係)

イ 開設日時 書面の持込：毎週金曜日12時から13時までと17時から19時まで
電子メールでの申出：随時

ウ 申出方法 書面又は電子メール

エ 取扱内容 専門業務型裁量労働制の適用に関する全般の事項及び適用している評価制度や
賃金制度等の処遇制度全般

- 3 本人同意をした場合には、次の評価制度及び賃金制度が適用されることになります。

(1) 評価制度

.....

(2) 賃金制度

.....

- 4 本人同意をしなかった場合には、次の評価制度及び賃金制度が適用されることになります。

(1) 評価制度

.....

(2) 賃金制度

.....

5 労働者は、本人同意をしなかった場合に、配置及び処遇並びに本人同意をしなかったことについて不利益取扱いを使用者から受けることはありません。

6 労働者は、本人同意をした場合であっても、その後これを撤回することができます。また、労働者は、本人同意を撤回した場合に、そのことについて不利益取扱いを使用者から受けることはありません。撤回後の配置、処遇等の労働条件は、撤回前の部署において、同職種の労働者に適用される人事規定〇条及び賃金規定〇条により決定されます。

以上